

有価証券報告書の作成の仕方について（追加）
（平成15年3月期提出用）

1. はじめに

地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号。以下「地方税法改正法」という。）が本年3月31日に公布され、4月1日から施行された。詳細については別途地方税法改正法の内容をご覧いただきたいが、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税に外形標準課税制度が導入されるとともに、所得割に係る標準税率の引下げ等が行われることになっている。

また、本年3月25日、日本公認会計士協会から、地方税法改正法に関連して「法人事業税における外形標準課税制度の導入に伴う税効果会計適用上の取扱い」が公表された。

平成15年3月期提出に係る「有価証券報告書の作成の仕方」においては、これらに関する部分については、時間的制約等もあって触れられていない。しかしながら、これらは当3月期にも影響を及ぼすものであり、開示内容に対する質問も聞かれるところから、記載事例について整理してみた。

なお、これは一つの参考事例であり、各社においてはそれぞれの実態に即して、法令に合わない範囲で適宜工夫して作成されるようお願いしたい。また、文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

2. 税効果会計に関する注記（記載事例参照）

前述のとおり、地方税法改正法の施行に伴い、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税における所得割に係る標準税率の引下げが行われることになっている。

「法人事業税における外形標準課税制度の導入に伴う税効果会計適用上の取扱い」によれば、都道府県による条例が制定又は公布されていなくても、決算日までに地方税法改正法が公布されていれば、新たな税率を使用して算出した法定実効税率に基づいて、外形標準課税が適用される事業年度に属する一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を修正する必要があるとされている。

具体的には、繰延税金資産及び繰延税金負債の修正差額は、損益計算書上、地方税法改正法が公布された日を含む事業年度の法人税等調整額に加減して処理することとされている。また、資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額が直接資本の部に計上されている場合において、当該評価差額に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を修正したときは、修正差額を当該評価差額に加減して処理することとされている。

記載事例は税効果会計に関する注記に係るものであり、3月決算会社を想定したものである。

まず、「2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳」において、「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」が追加されている。

これは、連結財規第15条の5第1項第2号を受けてのものであるが、地方税法改正法の公布に伴い法定実効税率を変更した結果、当連結会計年度における繰延税金資産の減額修正等の内容に重要性がある場合には、このような注記を行うことが適当であると考えられる。

次に、「3 .」として、地方税法改正法の公布に伴い法定実効税率が変更されたこと、繰延税金資産の金額を修正したこと及び修正額に係る注記が追加されている。

これは、連結財規第15条の5第1項第3号において、法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額を注記することとされていることを受けてのものである。

なお、税効果会計に関する注記は個別ベースにおいても記載が求められているので、個別ベースにおいても同様の注記が必要になると思われる。

また、記載事例としては示されていないが、連結財規第15条の5第1項第4号等及び「法人事業税における外形標準課税制度の導入に伴う税効果会計適用上の取扱い」によれば、地方税法改正法及び都道府県による条例の公布日が決算日後であり、これらの適用による将来における繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正差額に重要性があると認められる場合には、開示後発事象に係る記載を行わなければならないとされているので、ご留意いただきたい。

以 上

財団法人 財務会計基準機構

企画部グループ長 亀谷英敬

記載事例（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（略）

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成 14 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 15 年 3 月 31 日)
法定実効税率	42.0 %	42.0 %
（調整）		
欠損金子会社の未認識税務利益	2.3 "	5.3 "
損金不算入の営業権償却額	1.7 "	1.2 "
税務上の繰越欠損金の利用	-	5.9 "
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 "	1.2 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.9 "	1.5 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	3.3 "
その他	1.1 "	1.9 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.5 "	47.5 "

3. 地方税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 9 号）が平成 15 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成 16 年 4 月 1 日以降解消が見込まれるものに限る。）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の 42.0% から % に変更された。その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が 百万円、その他有価証券評価差額金が 百万円、それぞれ増加している。